岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。 令和6年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第13号

岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例(平成11年岩手県条例第62号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後		
別表第2(第3条関係)	別表第2(第3条関係)		
[略]	[略]		
2の15 医療法(昭和23年法律第205号。以下この項に [略]	2の15 医療法(昭和23年法律第205号。以下この項に [略]		
おいて「法」という。)に基づく次に掲げる事務	おいて「法」という。)に基づく次に掲げる事務		
	(1) 法第6条の3第1項及び第2項の報告の受理		
	(2) 法第6条の3第4項の情報の提供の要求		
	(3) 法第6条の3第8項の報告等の命令		
<u>(1)</u> [略]	<u>(4)</u> [略]		
<u>(2)</u> [略]	<u>(5)</u> [略]		
<u>(3)</u> [略]	<u>(6)</u> [略]		
<u>(4)</u> [略]	<u>(7)</u> [略]		
<u>(5)</u> [略]	<u>(8)</u> [略]		
<u>(6)</u> [略]	(9) [略]		
<u>(7)</u> [略]	<u>(10)</u> [略]		
<u>(8)</u> [略]	<u>(11)</u> [略]		
(9) [略]	<u>(12)</u> [略]		
(10) [略]	<u>(13)</u> [略]		
<u>(11)</u> [略]	<u>(14)</u> [略]		
<u>(12)</u> [略]	<u>(15)</u> [略]		
(13) [略]	<u>(16)</u> [略]		

<u>(14)</u> [略]	<u>(17)</u> [略]
<u>(15)</u> 法第30条の弁明の機会の付与(<u>第10号</u> 、 <u>第12号</u>	<u>(18)</u> 法第30条の弁明の機会の付与(<u>第13号</u> 、 <u>第15号</u>
及び <u>第13号</u> の事務に係るものに限る。)	及び <u>第16号</u> の事務に係るものに限る。)
<u>(16)</u> [略]	<u>(19)</u> [略]
<u>(17)</u> [略]	<u>(20)</u> [略]
<u>(18)</u> [略]	<u>(21)</u> [略]
<u>(19)</u> [略]	(22) [略]
<u>(20)</u> [略]	(23) [略]
<u>(21)</u> [略]	<u>(24)</u> [略]
(22) [略]	(25) [略]
<u>(23)</u> [略]	(26) [略]
(24) [略]	<u>(27)</u> [略]
(25) [略]	(28) [略]
	(29) 法第69条の2第2項の報告の受理
(26) [略]	(30) [略]
[略]	[略]
6の7 高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号。以下 [略]	6の7 高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号。以下 [略]
この項において「法」という。) に基づく次に掲げる	この項において「法」という。)に基づく次に掲げる
事務	事務
(1)~(71) [略]	$(1)\sim(71)$ [略]
(72) 法第56条第1項(同条第4項において準用する	(72) 法第56条第1項(同条第4項(同条第5項にお
場合を含む。)の容器のくず化等の命令	<u>いて準用する場合を含む。)及び同項</u> において準用
	する場合を含む。) の容器のくず化等の命令
(73)~(81) [略]	$(73) \sim (81)$ [略]
[略]	[略]
17の2 [略] [略]	17の2 [略] [略]
	17の3 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性 盛岡市

		の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下 この項において「法」という。)に基づく次に掲げる 事務 (1) 法第8条の2第1項及び第2項の報告の受理 (2) 法第8条の2第4項の情報の提供の要求 (3) 法第69条第3項の報告の徴収又は立入検査等(第1号及び次号の事務に係るものに限る。) (4) 法第72条の3の報告等の命令	
18 [略]	[略]	18 [略]	[略]
[略]		[略]	
32の4 農地中間管理事業の推進に関する法律(以下こ	北上市、八幡	32の4 農地中間管理事業の推進に関する法律(以下こ	北上市 <u>、遠野</u>
の項において「法」という。) に基づく次に掲げる事	平市及び山田	の項において「法」という。)に基づく次に掲げる事	<u>市</u> 、八幡平市
務(法第18条第2項第1号ロ又は第2号ロに規定する	町	務(法第18条第2項第1号ロ又は第2号ロに規定する	、金ケ崎町及
土地が同条第5項第6号イ又は口に掲げる土地のいず		土地が同条第5項第6号イ又は口に掲げる土地のいず	び山田町
れかに該当する場合に係るものを除く。)		れかに該当する場合に係るものを除く。)	
(1)・(2) [略]		(1)・(2) [略]	
[略]	1	[略]	

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)の規定により知事に対してされた申請その他の行為に係る事務については、この条例による改正後の岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例別表第2の32の4の項の規定にかかわらず、知事が管理し、及び執行する。